

核燃料物質等の使用の規制に係る

使用者との意見交換会

令和6年3月4日（月）

原子力規制委員会

核燃料物質等の使用の規制に係る使用者との意見交換会  
議事録

1. 日時

令和6年3月4日（月）10:00～11:41

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

志間 正和	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全規制管理官
大向 繁勝	原子力規制部	核燃料施設等監視部門	安全規制管理官
栗崎 博	原子力規制部	研究炉等審査部門	企画調査官
細野 行夫	原子力規制部	核燃料施設等監視部門	企画調査官
立元 恵	原子力規制部	研究炉等審査部門	管理官補佐
本多 孝至	原子力規制部	研究炉等審査部門	主任安全審査官
矢野 貴大	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査官
梶見 亮司	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査官
堀 朗生	原子力規制部	研究炉等審査部門	安全審査専門職
水野 泰子	原子力規制部	研究炉等審査部門	係員
瀬尾 致	原子力規制部	研究炉等審査部門	係員

4. 議題

- (1) 核燃料物質の使用に係る許認可について
- (2) 原子力規制検査の主な気付き事項と是正措置について
- (3) その他

5. 配付資料

資料1-1-1 核燃料物質の使用等に関する規則等の改正

- 資料 1 - 1 - 2 核燃料物質の使用等に関する規則等の改正を踏まえた今後の使用変更許可申請等の手続について
- 資料 1 - 2 核燃料物質の使用の規制に関するご意見に対する回答
- 資料 1 - 2 参考 1 核燃料物質の使用の規制に関するご意見～アンケート結果について～
- 資料 1 - 3 - 1 核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集（第 2 条（閉じ込めの機能））
- 資料 1 - 3 - 2 核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集（第 3 条（遮蔽））
- 資料 1 - 3 - 3 核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集（第 4 条（火災等による損傷の防止））
- 資料 2 原子力規制検査の主な気付き事項と是正処置について

## 6. 議事録

○立元管理官補佐 定刻になりましたので、ただいまから核燃料物質等の使用の規制に係る使用者との意見交換会を開催します。

本日の意見交換会は、核燃料物質等の使用に係る審査業務を担当しております研究炉等審査部門が主催しております。

また、本日は原子力規制検査に係る議題を予定していることから、核燃料物質等の使用に係る原子力規制検査の業務を担当しております、核燃料施設等監視部門が同席しております。

また、この意見交換会は、核燃料物質等の使用者数が多く、通信が不安定になる懸念があることから、テレビ会議による双方向でのやり取りではなく、YouTubeによる動画配信で開催しております。今回の説明内容について質問がある場合は、意見交換会終了後に事務局までお問い合わせいただくようお願いいたします。

意見交換会の開催に先立ちまして、研究炉等審査部門の志間管理官及び核燃料施設等監視部門の大向管理官より御挨拶申し上げます。

初めに、研究炉等審査部門の志間管理官より御挨拶申し上げます。

○志間安全規制管理官 私、研究炉等審査部門の管理官を拝命しております、志間正和と申します。

本日、核燃料物質使用者の皆様におかれましては、意見交換会に御参加いただきまして

誠にありがとうございます。

こちらの意見交換会、今回は令和4年7月に行われたものに引き続きまして、2回目となります。こちらの意見交換会、もともと行うことになった発端といたしましては、第1回の意見交換会に参加された方は御承知のことかと思えますけれども、令和2年4月1日から施行されました新しい原子炉等規制法によりまして、使用の許可の申請の際に、新たに添付資料が必要となりましたけれども、この添付資料をなくして許可処分をしてしまった不備がございました。

原因をこちらで分析してみたところ、添付文書をつけなきゃいけないということを申請者の皆様がちゃんと認識していなかったということとともに、規制側の我々もそれをしっかり認識せず処分をしていたといったところがあったと。こういったことにつきましては、しっかり規制当局としても、申請者の皆様としっかりコミュニケーションしておけば、そのコミュニケーションの中で、令和2年4月1日以降はこういった添付文書が必要になるといったことを事前に注意喚起もできましたし、また、誤った理解をされていれば、こちらからもそれを指摘することができたということで、被規制者と申請者の皆様とコミュニケーションが足りなかったのではないかとといったところが一つの反省事項ということで、意見交換会を定期的に開かせていただくようにして、コミュニケーションを図っていこうという趣旨で意見交換会を開催させていただいております。

本日は、その意見交換会の発端となった手続の不備に対する改善事項などや、前回アンケートで皆様からいただいた意見に対して、丁寧に一つ一つ御回答させていただくような資料も用意しましたので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○立元管理官補佐 続きまして、核燃料施設等監視部門の大向管理官より御挨拶申し上げます。

○大向安全規制管理官 ただいま御紹介いただきました、核燃料施設等監視部門の管理官をしております大向と申します。

今回は、原子力規制検査の主な気付き事項と是正処置というタイトルでお話をさせていただきますけれども、核監部門の場合は定例的に皆様と意見交換をしているところでございますが、ちょうど同じような時期に重なったということで、研審部門のこの場をお借りしてお話をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、政令41条非該当の施設の皆様におかれましては、規制検査、10年に1回程度ということになっておりまして、なかなか状況をきっちり把握できていない面とか、

あるいは事業者さんにおかれましても担当者が変わったりして、どのような規制をやってやったらいいのかというのが分かりづらいというところもあるかと思っておりますので、今回、規制検査におきまして、ちょっとこれはまずいんじゃないかなというものを気付き事項と申し上げておりますけれども、この辺の紹介、さらにはどのように是正したらいいのかというようなことを担当の方から紹介させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○立元管理官補佐 続きますして、原子力規制庁の参加者より簡単に自己紹介させていただきます。

○栗崎企画調査官 研究炉等審査部門の栗崎と申します。

私の方は、使用施設の安全審査全体を見させていただいております。よろしくお願いたします。

○細野企画調査官 核燃施設等監視部門の細野と申します。

私は大向の下で、核燃料物質、あと核原料物質の使用に係る原子力規制検査の業務を担当しております。

○立元管理官補佐 研究炉等審査部門の立元と申します。

核燃料物質の使用施設、この意見交換会においては、原子炉等規制法施行令第41条の核燃料物質を有する該当施設、その核燃料物質を有しない非該当施設と呼ばさせていただきますけれども、該当施設、非該当施設に係る審査を担当しております。よろしくお願いたします。

○本多主任安全審査官 おはようございます。研究炉等審査部門の本多でございます。

使用施設のうち、該当施設の審査を行っております。よろしくお願いたします。

○矢野安全審査官 研究炉等審査部門の矢野と申します。

私は使用施設の非該当施設の審査を主に担当しております。よろしくお願いたします。

○榊見安全審査官 同じく研究炉等審査部門使用班の榊見と申します。

先ほどの政令第41条の非該当施設の申請に係る審査、それから核燃料物質の使用及び核原料の使用に関する届出の受付などを担当しております。よろしくお願いたします。

○堀安全審査専門職 同じく研究炉等審査部門の堀と申します。

矢野と榊見とともに、今言った非該当施設の審査を担当しております。よろしくお願いたします。

○水野係員 同じく研究炉等審査部門の水野と申します。

主に該当施設において御提出いただいた申請書に対する審査業務を担当しております。

本日はよろしくお願ひします。

○瀬尾係員 研究炉等審査部門の瀬尾と申します。

主たる業務としては、使用施設、該当施設の審査を担当しております。本日はよろしくお願ひいたします。

○立元管理官補佐 それでは、議事に入ります。

議題は、議事次第に記載のとおりです。

本日の意見交換会では、(1)核燃料物質の使用に係る許認可について、(2)原子力規制検査の主な気付き事項と是正措置について、説明いたします。

議題1については、核燃料物質の使用に係る許認可について説明しますので、核燃料物質の使用者が対象となります。

議題2については、核燃料物質及び核原料物質の使用に係る原子力規制検査について説明しますので、核燃料物質の使用者及び核原料物質の使用者が対象となります。

最初の議題は、核燃料物質の使用に係る許認可についてです。

初めに、資料1-1-1及び1-1-2に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則等の改正について説明いたします。

非該当施設の許認可、具体的には使用許可、使用変更許可、合併分割認可、廃止措置計画、廃止措置計画変更認可がありますが、これらに係る申請において、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を求めないこととするため、核燃料物質の使用等に関する規則及び令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準を令和5年6月28日付で改正しております。

改正内容について説明させていただきます。

それでは担当より、資料1-1-1及び資料1-1-2の説明をお願いします。

○堀安全審査専門職 そうしましたら、担当の堀の方から説明をさせていただきます。

今、司会の立元の方から紹介のあった、規則と廃止措置計画の審査基準の改正について、これから一つ目として改正の内容、二つ目として改正の背景、三つ目として、皆さんがどうすればよいのかというところを説明いたします。

まず、一つ目のところですね。改正の内容についてなんですが、まず資料1-1-1を御覧ください。

こちらが昨年の6月28日付で施行、改正となった、その前の5月31日に原子力規制委員会で本改正を決定したときの資料の抜粋となります。

こちらで、改正内容について説明をします。

なお、資料中、令第41条非該当使用施設とありますけれども、こちらのことは、先ほどお話しさせていただいたのと同じ形で、単に非該当施設と言わせていただきます。

あともう一つなのですが、最新の規則及び審査基準につきましては、原子力規制委員会のホームページの方、「核燃料物質、核原料物質の使用に関する規則、告示、内規、ガイド」というページがありますので、こちらからも見ることができます。

そうしましたら、今回の変更の内容についてですけれども、まず、改めてになりますが、非該当施設について、使用の許可、使用の変更許可、合併分割の認可、廃止措置計画の認可及び廃止措置計画の変更認可という手続を取る際に、特に皆さんに関係するメインのところとしては変更許可というところになると思うんですけども、その際に、今まで品質管理に必要な体制の整備に関する説明書、ちょっと手続によって少し名前が異なる場合もあるんですが、この添付書類を不要としたということが改正内容になります。

続きまして2番目として、改正の背景として御説明させていただきますが、そもそもこちよつと重要なところなんですけども、非該当施設の品質管理に係る審査基準については、品質管理に必要な体制の基準に関する規則というのがありまして、その第54条ということで変更はございません。ただ、原子力規制委員会の取組として、審査における運用の精査をしたところ、今の基準要求事項が非常に限定的であって、実態として、今いただいているその添付書類がなくとも、申請書本文の記載事項をもって、基準適合性を判断できていたということが確認されました。

それで、少し管理官の方からも説明がありました。その検討の結果として、こちらの方、添付いただくことをやめることにしたということで、先ほどの資料の1-1-1は決定のときなんです。ちょっとその2ポツの経緯の冒頭のところに、令和5年3月22日の原子力規制委員会でも、具体的な内容の経緯についてちょっと説明していますので、そちらについては、もし御興味がある方は御覧いただければ、もう少し詳しい話分かるかと思えます。

そうして、今なくすことにしたというところなんです。今後については、添付書類がなくても見れるでしょうということで、申請書本文の、今こちらの方で許可基準規則の解釈の中で出させていただいている許可申請の様式の中では、10ポツの方の記載、こちらが品質管理に関する記載なんです。こちらの記載のみで判断するということになります。

それでは、資料の方で、ちょっと具体的にどこがどうなったかというところを御紹介さ

せていただきたいんですけども、まずは資料の方の6ページの方を御覧ください。

6ページの右から4行目のところですね。黄色でハイライトされているところがあるかと思うんですが、こちらが使用の許可のときに、こちらの資料の方は改正前の資料なので、従来こうでしたというところなんですけど、従来はこういう品質管理に関する体制の整備に関する説明書というのを非該当施設についても付けてくださいよと言っていたところになります。

これを改正しまして、非該当施設の皆さんにおきましては、該当施設の方はまた別なんですけど、こちらの非該当に関してはこれの添付を不要としております。

そうしましたら、次の7ページの方を御覧ください。

ちょっと一つずつ見ていく形になるんですが、非該当の今度の変更許可になります。こちら同じように、右から8行目ぐらいですかね。こちらで、変更後における云々かんぬんの品質管理に必要な体制の整備に関する説明書ということを求めさせていただいておりますが、こちら非該当に関しては不要となっております。

続きまして、8ページをお願いします。

ちょっとタイトルとページがずれているので、そこは追って見ていただければと思うんですが、こちら合併及び分割の認可の申請に係る添付書類になります。

こちら同じように品質管理に必要な体制の整備に関する説明書、こういうふうにあったのが、こちらは非該当については要らなくなったよというところですね。

続きまして9ページになります。

9ページの方で、一番左の2行になるんですが、廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書とあるんですが、非該当の場合はその括弧書きの方なので、同じように品質管理基準規則第54条第1項第1号に定める措置に関する説明書ということで、こちら不要になります。

紹介としては最後になるんですが、10ページになります。

こちらは廃止措置計画を出している人が、さらにそれを変更する場合の変更の認可の申請書、こちらの変更をする場合について、その申請書に添付して、今言った品質管理について説明した資料を添付しなければならないというところで、こちら非該当施設に関しては添付をしなくてよくなったということになります。

主に、多分皆さんが関係するのは変更許可のところ、あるいは今言ったこれから廃止するというときは、廃止措置の認可申請を出す際に、こちらの方をつけなくていいんだなど

いうことを覚えておいていただければと思います。

続きまして、資料1-1-2の方になるんですが、皆さん、具体的に何をすればよいのかということなんですが、まず端的に、今すぐ何かをしなきゃいけないというわけではありません。今後、以下のこちらの資料の方で記載している、まず許可関係で言うと1の(1)新規の使用許可申請をする場合、(2)の使用の許可を変更しようとする場合で、今現状どうなっているかというのはちょっと場合分けがあるんですが、こちらの場合に、そもそも添付していたのを添付不要になりますよということになります。

まず(1)は、ちょっと新規ということであまりいらっしゃらないと思うので、割愛させていただきますが、(2)の変更の場合、こちらで、一つ目の丸の方は、これは今現状、申請書の既許可の部分において、このような品質管理に必要な体制の整備に関する説明書が添付されていない場合ですね。ここ具体的には、令和2年4月以降に使用変更許可を受けていない非該当施設になりますけども、こちらの場合は引き続き添付書類は不要ですよというふうなことを記載させていただいております。

二つ目の丸の方なんですが、こちらについては、今、現状の既許可の申請書の中で、こちらに今言っている品質管理に係る説明書が添付されている場合、これは、具体的には令和2年4月以降に使用変更許可を受けた非該当施設になるんですが、こちらの場合というのは、今のトータルな完本版の1セットですね、添付書類がある形になっているので、今後のタイミングで結構ですので、当該添付書類を削除することを、こちら規制庁側としては推奨をいたしております。

なお、こちらは特に削除しなければならないというわけではないので、次の機会に合わせて削除していただくことで、改めてこの削除するだけの変更許可申請を出さなきゃいけないというわけではありませんので、その点は御理解いただければと思います。

そうしましたら、次のページ、2ページ目、資料1-1-2の2ページ目を御覧ください。

こちらが廃止措置計画の認可と変更認可になりますが、同じように、こちら、これから廃止措置計画の認可申請を出す方は添付書類は不要となります。

(2)の方が、もう既に今、廃止措置段階にあって、廃止措置計画の認可申請を出していますと、それで変更認可をしますというときの手続なんですが、こちらについても、今、添付されていないのであれば、引き続き添付は不要と。

二つ目の丸になるんですが、今の申請書にこの添付書類が添付されている場合については、当該添付書類を今後の機会に削除をしていただくことを推奨しております。

最後に、3のその他のところにまいります。

ここで、改めてになりますが、ここの3の方に書いてあるとおり、こちら側、規制庁側が審査をする審査基準については、品質管理の規則第54条、先ほど紹介させていただいたもので変更ありませんので、従来と変わらず審査をさせていただきます。

こちらについて、ちょっと具体的に見ていきたいと思うんですけども、様式について具体的な記載例を紹介します。

こちらが資料1-1-2の3ページの方になります。

こちらが上の方ですね。こちらが、先ほど言った使用許可申請書の10ポツにある「使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」ということで、こちらの方が様式にそういう欄が本文にありまして、こちらについて、これまでと同様の記載が必要になります。具体的には右の方にちょっと細かく例が、記載がありますが、添付書類の方は要らなくなるということですね。その添付書類が要らなくなるというのが、下の方に書いてあるんですが、この10と別に、12-4というところで、この品質管理に必要な体制の整備に関する説明書をつけてという、そういう欄があるんですけども、これちょっと右下の方で見ていただきたいんですが、こちらについては右下にあるように、非該当施設に関しては該当なしとしていただくか、あるいは「又は」の下にあるように斜線で欄を消していただくか、いずれかのような措置を取っていただければと思います。

そうしましたら、今後についてはこのような形で、こちらの方の審査基準は変わりませんので、しっかりそちらとしても、品質管理の体制を整えて、それについて記載すべき事項は記載していただくという形で、今後申請の機会がありましたら御対応の方をよろしくお願いします。

私からの説明は以上になります。

○立元管理官補佐 担当より非該当施設の品質管理の添付が不要である旨の説明をさせていただきました。非該当施設の方々におかれましては、申請の前に何か悩まれる場合には、行政相談等において相談いただければと思います。

また、一方、該当施設については、今までどおり本文と添付資料が必要になってきますので、お間違えないよう、よろしく申し上げます。

それでは、続いて資料1-2に基づき、核燃料物質の使用の規制に関するご意見に対する回答について説明いたします。

令和4年4月に、核燃料物質の使用者に対して、核燃料物質の使用の規制に関するアンケート

ートを実施しました。アンケートにおける利用者からの貴重な意見は、令和4年7月に実施しました核燃料物質の使用の規制に係る利用者への説明会で簡単に紹介させていただいたところであります。

前回の説明では、原子力規制庁における現状の取組状況についての説明となっておりますので、今回は利用者からの意見に対して、一問一答形式にて、原子力規制庁研究炉等審査部門における回答を取りまとめました。説明時間が限られていることから、主なものについて紹介させていただきます。

なお、今回の説明資料は、核燃料物質の使用の規制に関する意見に対する回答をまとめております。ほかの制度に係る意見については、説明資料からは除かせていただいております。

それでは、担当より、資料1-2の説明をお願いします。

○瀬尾係員 担当の瀬尾です。

まず資料についてですが、資料1-2は、1ページから6ページまで実施したアンケートについて、7ページ以降は、実施したアンケートでの御意見と回答をお示ししております。

まずは、資料1-2の1ページ目になります。

令和4年度に実施した利用者向けアンケートでいただいた御意見について、令和4年7月に開催した説明会で、概要及び御意見に対する回答を一部紹介させていただいております。今回は、利用者からの御意見に対して、個別に回答を送付させていただいておりますが、一問一答形式で回答を取りまとめましたので、紹介させていただきます。

2ページ目で紹介しておりますアンケートのQ1について、7ページから9ページに回答を記載しております。Q1では、核燃料物質の使用に関するルールについて御意見をいただいております。

7ページ目にございますNo. 1において、「①使用規則のガイドライン、使用許可申請の解説を整備していただきたい。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の別記4において、申請書様式及び注釈を規定しておりますので、参考にしてください。ホームページのURLは資料に記載のとおりとなります。また、申請で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談していただきたい。」というものになります。

「②使用許可及び使用許可変更が必要な事項の具体例と解説を提示していただきたい。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「②令第41条該当施設の申請書や審査書はホームページに掲載しておりますので、どのような変更内容のときに申請が必要で、当該申請に対しどのように審査をしているのか、参考にしてください。ホームページのURLは資料に記載のとおりとなります。」というものになります。

続きまして、7ページ目にございますNo.3において、「③廃止措置をしなければならない老朽化した施設は、炉の様に廃止措置の中である程度自由度を持って性能維持の範囲で補修等を実施出来ますが、仕様は変更許可の範疇なので通常の恒久的な健全な施設として対応しなければならないという矛盾が発生しています。廃止措置を行う使用施設であると手を挙げたところは、性能維持の範囲で補修ができる様に改善願いたいと思います。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「③一部の施設の廃止について、廃止するときは、許可から外れることとなります。そのため、廃止、解体撤去に係る許可を受け、申請書の許可から外れた施設については、自由に補修できるものと認識しております。補修等で悩まれる場合には、行政相談の面談にて御相談ください。」というものになります。

「④廃止措置の施設では施設そのものが廃棄物となります。それなのに現状では（保管）廃棄施設の場所を許可書に決めてそこに置かなければなりません。核燃料物質以外の廃棄場所については設置できる範囲をもっと融通できるようにならないでしょうか？」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「④融通はできません。核燃料物質で汚染されたものの廃棄場所については許可の申請が必要です。なお、廃止措置で出てくる廃棄物の全てが核燃料物質で汚染されたものとはならず、管理区域外の施設は産業廃棄物の扱いであり、管理区域内でも放射性廃棄物でない廃棄物（NR）となったものは、廃棄施設に廃棄する必要はありません。また、核燃料物質で汚染されたものでもクリアランスを受けた廃棄物は、法的に核燃料物質によって汚染されたものではないものとなり、廃棄施設に廃棄する必要はありません。」というものになります。

続きまして、No.4では「②下限数量以下のRIの管理区域外使用と同様程度の管理・取扱ができないか。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「②原子炉等規制法に基づく運用では、許可を出している数量に対し、例えば小分けして300gのうち1gを取り出して、非密封を容器に入れて許可の範囲外で使用することは認めていません。」というものになります。

続きまして、8ページにございますNo.9では「専門的でやや婉曲な名称が散見されるように思います。「国際規制物資」や「政令41条非該当核燃料物質使用者」などは、直感的な理解に結びつきづらいようです。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「理解しやすいようなイメージ図、放射性同位元素（RI）や国際規制物資と比較できるものを、核燃料物質使用許可申請等の手続に係るホームページに掲載するようにします。」というものになります。

続きまして、No.15では「当事業所においては、核燃料物質の使用が無く、保管のみをしている状況であるため、各種ルールが保管に関し、どの範囲まで適用されるか判断が難しい。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「核燃料物質の使用に係る審査は、研究炉等審査部門で担当しております。使用許可基準規則及び解釈に基づき確認をしております。核燃料物質の使用施設に係る原子力規制検査は、核燃料施設等監視部門が担当しております。使用規則に基づき、安全の管理の状況や記録等の確認をしております。審査の観点での問合せは、研究炉等審査部門使用班に相談ください。」というものになります。

続きまして、9ページにございますNo.17では「核燃料物質を用いた研究・開発を行っている事業者では、核燃料物質を用いる設備の用途が時間の経過に伴い広がる可能性があります。申請時に核燃料物質の使用の方法などを詳細に記載すると研究・開発活動に支障が出る可能性があります。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「審査においては、閉じ込めの機能、火災等による損傷防止などの規則及び解釈への適合性を確認する必要があるため、適合性が確認できるような使用の方法等の記載が必要となります。使用の方法等、核燃料物質の使用許可の範囲を広げる場合には、新たな使用を開始する前に、核燃料物質の使用の変更許可申請が必要となりますので、不明な点があれば、行政相談の面談にて相談ください。」というものになります。

続きまして、No.21では「同じ法律に基づく申請・届出であっても提出窓口、審査部門が違うだけで委任状添付での届出可否や、届出者住所・郵便番号の記載方法等に異なる見解がみられることが分かりづらく、不便だと感じます。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「それぞれの制度で様式を定めていますので、核燃料物質の使用に係る申請・届出の場合には、核燃料物質の使用に係る様式を参考にしてください。」というものになります。

続きまして、No.24では「核燃料物質の使用に関するルールに関しましては、規則類を見ましても、研究レベルで使用する場合にはケースによりまして想定されていない、あるいはどう適用すべきか分かりにくい部分が出てくることと思います。ケースバイケースで、要望等が出てくることと思いますので、その際に、変更申請などなくても相談できる窓口がありますとありがたいです。また、恐らく以前検討されていたことがあったかと思いますが、研究では1mgまたは顕微鏡でやっと見えるくらいのマイクログラム程度の化合物を取り扱ったりしますが、そのような極少量物質の取り扱いについても検討を進めていただければと思います。」という御意見がございました。

それに対する回答としては、「施行令第39条の規定に基づき、天然ウラン・劣化ウランは300g以下、トリウムは900g以下であれば、核燃料物質の使用の許可は必要ありません。意見にある「極少量物質の取り扱い」について、使用の許可の範囲である数量に対し、例えば小分けして300gのうち1gを取り出し、非密封を外で取り扱うようなことを認めることとなりますので、そのような取扱いを認めることはできません。」というものになります。○榊見安全審査官 ここで説明者を交代します。

Q2とQ3については榊見から説明させていただきます。

資料の3ページ目で紹介しておりますアンケートのQ2です。こちらについて、資料の10ページから12ページに回答を記載しております。

アンケートのQ2では、申請書や届出を作成する際の記載要領や記載例について御意見をいただいております。

10ページ目にもございますNo.1ですが、こちらにおきまして「各種申請等の要否検討や類似案件等の有無等を確認するために、事前にHP上の「被規制者等との面談記録（原子力の規制）」で類似案件等の確認を行っていますが、事業者からの相談事項に対する見解等をまとめたガイドラインやQA集等があると効率化を図ることも可能かと思っておりますので、御検討いただけると幸いです。」という御意見がございました。

それに対しましては、事例集を作成する予定としております。事例集については、この後、本日御説明させていただきますけれども、申請内容に応じて適用される規則や解釈の条文を明確にするほか、利用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。なお、申請要否で悩まれる場合には、行政相談の面談にて御相談ください。

それから、同じく10ページのNo.7ですが、こちらでは「核燃料物質の使用許可（承認）」

申請と同様に、廃止措置計画認可申請書の申請様式をご用意、掲載いただけると、申請側としては助かりますのでご検討いただけますと幸いです。」という御意見がございました。

それに対しては、廃止措置計画認可申請書の申請様式について、事例集で参照できる場合には事例集を作成することも含めて、検討していきたいと考えております。

それから、No.11では「使用変更承認申請書の記載要領や記載例というのは、どこにあるのでしょうか。お教えいただければありがたいところです。」という御意見がございました。

それに対しては、記載要領については、解釈の別記4、解釈というのは使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈でございますが、こちらの解釈の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので参考にしてください。また、記載例については事例集を作成する予定です、としています。

それから、11ページにまいりまして、No.14ですね。こちらでは「専門用語や略語が多いと思います。簡単な解説があると大変助かります。」という御意見がございました。

それに対しては、事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則や解釈の条文を明確にするほか、必要に応じて専門用語や略語の説明を記載することを検討します。また、規則第1条の定義で、用語を説明している旨を事例集の注釈等で紹介することを検討します。

それからNo.15ですね。こちらでは「見本となる申請書・届出（添付書類含む）の閲覧ができるが良い」という御意見がございました。

それに対しては、令第41条該当施設の申請書はホームページに掲載していますので、これを参考にしてくださいと。なお、新旧対照表の見本としては、令和4年6月27日付の日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請書を参考にしてください。また、申請書の記載例として、事例集を作成する予定です。

それから、12ページにまいりましてNo.23ですね。こちらでは「以下の資料のような法令の解釈の参考資料等、規制庁殿にて作成された文書をホームページ上でアクセスしやすいよう用途別にまとめていただけると助かります。」という御意見がございました。

それに対しては、法令とは別に、原子力規制委員会での決定事項等は「核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて」に記載しておりますので、これを参考にしてください。

次は、アンケートのQ3にまいります。

資料、4ページ目に紹介しておりますアンケートのQ3について、13ページから14ページに回答を記載しております。アンケートのQ3では、品質管理に関する申請書の記載内容や添付書類について御意見をいただいております。

13ページでございますNo. 1において「品質管理に関する申請書の記載内容と添付書類への記載内容については、その内容等の記載例を示していただけると助かります。」という御意見がございました。

それに対しましては、記載例については、事例集を作成する予定です。なお、品質管理に係る記載例（令第41条非該当施設の場合）については、前回の意見交換会、令和4年7月4日で紹介した資料3の27ページから28ページに記載していますので参考にしてください。

また、先ほど説明がありましたように令和5年6月28日付での核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正によりまして、令第41条非該当施設については、品質管理に関する説明書の添付が不要となっております。

それから13ページ、No. 10ですね。こちらでは「申請書及び添付書類のチェックシートがあると漏れが起きにくいと思います。」という御意見をいただいております。

これに対しては、申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できたら、核燃料物質等使用許可申請書等の手続に係るホームページに掲載するようにいたします。

それから14ページにまいりまして、No. 14、こちらでは「申請書の様式上にも変更が必要になった添付書類等についての注意書きを追加していただくなど、変更点に気付くタイミングを増やす処置をしていただけるとありがたいです。」という御意見がございました。

それに対しましては、意見にある申請書の様式上に添付書類の注意書きを追加することはできませんが、添付書類の変更の際は、規則改正を伴うことから公開の原子力規制委員会で決定するほか、意見交換会で周知するようにいたします。

以上でNo. 3までの説明を終わります。

○水野係員 続きまして、こちらで説明者の方を交代させていただきます。

Q4、Q5については、水野より御説明させていただきます。

まず、5ページ目で紹介させていただいておりますアンケートQ4について、15ページ、16ページに回答を記載させていただいております。アンケートQ4では、申請書の記載内容や添付書類で省略できると考えられるものについて、御意見をいただいております。

まず、15ページでございます、こちらNo. 2において「申請書のうち、記載変更の無い箇

所であって、規則類の関連内容に変更（改正）の無い場合は省略できるのではないかと思います。」という御意見がございました。

それに対して、変更申請では、変更後の内容を反映した全文である完本と、変更が生じた箇所の新旧対照表を求めております。完本においては、解釈の別記4の注釈で記載する備考のとおり、施設の状況に応じて、該当しない項目は「該当なし」とするか、斜線を入れてください。また、「変更が生じた箇所の新旧対照表」においては、変更する部分を記載していただきたいです。

なお、完本では、変更箇所のみならず、既許可を含んだ使用施設等の全体での設計方針の妥当性を確認していることから、新旧対照表だけでなく完本の提出を求めております。

No.5の②です。No.5の②では「原子炉施設の設置許可にて確認済み（既許可）のもの（例：自然災害による影響等）については申請書に「原子炉施設にて許可取得済」と記載するのみとして、詳細は記載不要としていただきたい。」という御意見がございました。

それに対して、原子炉施設と使用施設とで制度が異なるため、それぞれの制度で対応をお願いしております。

続きましてNo.10です。No.10では「安全管理組織（特に人名）については、職員が常に入れ替わり、また組織の体制も変更の機会はそれなりの頻度であるため、すぐに古い情報になるので、申請書への記載はあまり意味が無いように思われる。別途、変更の都度、届出で提出するような形のほうが実効的な気がする。」という御意見がございました。

当部門からの回答としては、申請書本文について、代表者氏名としての個人名は必要ですが、組織体制においては、役職や職務で確認していることから、個人名の記載は不要ということになります。

続きましてNo.11です。No.11では「RI規制の軽微な変更のような届出ですむ、変更があってもよいと考える。」という御意見がございました。

それに対して、核燃料物質の使用許可において、原子炉等規制法第55条第2項の規定に基づき、代表者氏名や予定使用期間の変更等については届出事項となっており、変更申請の可否は、申請書での設計方針の定め方によりますので、行政相談にて御相談いただければと思います。

次はNo.12です。No.12では申請書にある「5. 予定使用期間及び年間予定使用量に関して、注12で「終期を設定していない場合は、「廃止措置を終了するまでの期間」と記載すること。」とあるが、規制側と使用者間のコミュニケーションを取るとのことで、使用予

定期間を3年程度に変更し、3年ごとに届出を行うこととしましたが、当該アンケートのよ  
うなものを毎年実施していただくことにより意思の疎通が図られるので、期間変更の届出  
を省略できるのではないかと考えます。」という御意見がございました。

それに対して、解釈の別記4の注釈では、「予定使用期間」を「廃止措置が終了するま  
で」と規定されていますが、使用者との定期的な連絡の運用として、「予定使用期間」を  
3年ごととすることを推奨させていただいております。意見交換会等により許可取得者と  
連絡が取れることが確認する実績を一定程度積んだ後に、3年ごとの見直しを検討させて  
いただきます。

次は、16ページになります。16ページにございますNo.15です。

「①事業所が洪水や地崩れの可能性がないエリアに設置されていることを示すためにハ  
ザードマップを参照していますが、添付書類としてハザードマップ自体を申請書に入れる  
必要はないと思われます。」という御意見と、「②既製品の試験設備について、安全性を  
示すために構造や素材など細かい点まで申請書に記載する必要はないと思われます。」と  
いう御意見がございました。

それに対して、①では、基準適合性を判断するため、ハザードマップを用いて確認して  
おりますので、添付をお願いしています。

②については、基準適合性を科学技術的に判断できる情報は申請書に記載する必要があ  
り、申請書に記載するレベルは、個々の申請内容にもよりますので、行政相談にて御相談  
いただければと思います。

最後、6ページ目で紹介させていただいておりますQ5についてです。

Q5は、17ページから20ページに回答を記載しております。

アンケートQ5では、Q1からQ4以外の御要望について御意見をいただいております。

まずは18ページ目です。18ページ目にございますNo.20においては「未使用の核燃料物  
質・核原料物質や研究施設等から発生する極低レベルの核燃料汚染物などの廃棄について  
検討されているようであれば、現在の状況をお教えてください。」という御意見がございま  
した。

それに対して、核燃料物質及び核原料物質については、原子力利用に関する基本的考え  
方を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むこ  
とになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この  
問題に取り組んでおります。

また、放射性廃棄物については、JAEA（日本原子力研究開発機構）が一元的に処分することになっていますが、いまだ処分地及び廃棄体の受入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。

さらに、処分地選定や廃棄体の受入れ基準の策定の進捗については「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受入れを開始するよう働きかけを行っております。

次は19ページになります。

No. 27です。こちらでは「規則等の改正、運用、品質管理等についての全ての情報を適切な時期に入手できているかという点で若干の不安を覚えます。今後とも、適切な間隔（半年程度）で、打合せ形式又はセミナー形式で最新の情報に触れる機会をいただきたく、よろしく願い申し上げます。」という御意見がございました。

それに対して、意見交換会を定期的に開催させていただきますが、悩まれる事項がありましたら、いつでも行政相談にて御相談いただければと思います。

次はNo. 32です。No. 32では「提出書類について相談すると、対応する部署が異なるため問合せ先では対処できないとなる場合があります。各種書類に関する相談窓口や書類の提出先を一本化できないでしょうか。受付窓口で受領し、内容によって振り分けていただくと、我々は助かります。」という御意見がございました。

それに対して、制度によって担当部署が異なることから、相談窓口や書類の提出先の本化はできませんので、ホームページ上で担当部署の確認をお願いしております。

続きまして、17ページにございます、No. 4③では「原子力規制検査の内容となり恐縮ですが、フリーアクセスにて現場をウォークダウンされる際は、管理区域への立入手続や説明者の手配が必要となりますので、可能であれば当日の通告でなく、前日までの通告にルール化していただくと助かります。」というものと、19ページ目でございますNo. 22では「当事業所同様、核燃料物質の使用が無く、保管のみをしている事業所が一定数存在しているのであれば、そのような事業所向けの保管、保全に係る講習会を開催していただきたい。」という御意見がございました。

これらについては、担当は核燃料施設等監視部門となりますので、細野調査官より御回答させていただきます。

細野調査官、お願いいたします。

○細野企画調査官 核燃料施設等監視部門、細野でございます。

ただいまのいただいた御指摘のうち、まず4の「③原子力規制検査の内容となり恐縮ですが、フリーアクセスにて現場をウォークダウンされる際は、管理区域への立入手続や説明者の手配が必要となりますので、可能であれば当日の通告ではなく、前日までの通告にルール化していただけると助かります。」という御指摘をいただいています。

我々としては、まずその検査に入る前に、事前にメール等で使用者に当日の検査予定をお伝えしていると思います。その上で円滑な検査ができるように我々からお知らせし、皆さんにも御協力をいただいているという認識です。

その上で、フリーアクセス自体は原子力規制検査の根幹である、いつでもどこでも何でもといった性質上、事前通告を行うべきものではないというふうに考えているところです。ですので、事前にどういうところを見るか、どういった資料を見るかというのはお話ししていると思いますので、その範囲でまず準備いただくということが肝要というふうに考えてございます。

続きまして、19ページの問いの22番でございます。

「当事業所同様、核燃料物質の使用が無く、保管のみをしている事業所が一定数存在しているのであれば、そのような事業所向けの保管、保全に係る講習会を開催していただきたい。」という御指摘でございます。

これについては、施設管理については、これまで我々、核燃料施設等監視部門が主催する説明会でも紹介しておりますので、まず、その原子力規制委員会のホームページ、ここに記載しているアドレスで閲覧可能ですので、そちらを御覧いただければというふうに思っております。その上で、保管の関係でお悩みになられる場合については、私どもも行政相談でいろいろと御相談いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○水野係員 資料1-2については以上となります。

○立元管理官補佐 実施しましたアンケートについて、一部の意見と回答について紹介させていただきました。

意見内容の詳細が把握できなかったものについては、行政相談にて相談してくださいとしておりますので、引き続き御意見等がありましたら、面談の場にて御相談いただければと思います。

それでは、続いて資料1-3-1、資料1-3-2及び資料1-3-3に基づき、核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集について説明いたします。

先ほどの資料1-2で説明したとおり、使用者からの意見として、申請書の記載要領、記載例を示してほしいという要望をいただいております、私たちからの回答として、事例集を作成するとしております。

事例集として、規則や解釈で規定する審査基準に対して、原子力規制庁における審査の視点及び確認事項、留意事項を示すとともに、申請者による実際の申請書記載事例を一覧にして取りまとめましたので、説明させていただきます。

それでは担当より、資料1-3-1、資料1-3-2及び資料1-3-3の説明をお願いします。

○矢野安全審査官 原子力規制庁研究炉等審査部門の矢野と申します。

今回、取りまとめました事例集に関しまして、まず位置づけを説明させていただければと思います。

今回の事例集につきましては、あくまで申請書を作成するための参考資料という位置づけになります。

使用施設は、核燃料物質使用の目的であるとか、種類、数量などである程度は分類されますけれども、細かいところではそれぞれ事情が異なるというところになっていると思います。そのため、必ずしも示している事例のとおりでなければならないということでもございませんし、また、事例のとおりに記載すればいいというわけでもございません。

それぞれの使用施設について一番詳しいのは、実際に使用されて管理されている使用者の皆さんでございますので、今後、申請書を作成する際には、それぞれの使用施設の特徴や事情を踏まえまして、本資料を参考に作業いただければと思います。

それでは資料の説明に移ります。資料1-3-1を使って、まずこの事例集の構成について説明させていただきます。

事例集は、使用許可、使用変更許可の審査基準である基準規則における要求事項ごとに作成しております。この資料1-3-1は、基準規則の第2条、閉じ込めの機能についてまとめたものとなります。その他の条文については、別の資料として取りまとめておりますので、申請書の作業に応じて、それぞれ御確認をいただければと思います。

続きまして、資料1-3-1の紹介をさせていただきますけれども、まず、1ページ目と2ページ目につきましては、基準規則での要求内容と、その下に基準規則の解釈を記載しております。1ページの四角の枠で囲っているところ、1ページから2ページにわたっているところになります。

審査においては、申請書がこちらの基準規則及び解釈に適合しているかを確認いたしま

す。こちらの基準規則及び解釈は原子力規制委員会のホームページからも確認できます。

続いて、3ページをお願いします。

3ページからが実際の事例になります。今回の事例において、まず3ページ目に記載しています事例1として、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を設置し、核燃料物質を用いた分析等を行う非該当使用施設を掲載しております。

続きましてちょっとページを飛びますけれども、10ページを御覧ください。

10ページに掲載されておりますのは、事例2として、使用予定のない核燃料物質を貯蔵箱で貯蔵する場合の非該当使用施設の例を事例としてピックアップしております。

今回については、この事例の1と事例の2、二つの事例を紹介しております。

それでは、3ページ目に戻ってください。

事例集の構成として、一番左と左から2番目の枠につきましては、冒頭でも紹介させていただきました基準規則と解釈になります。そして、一番右の赤く囲った枠が、申請書の記載事例となっております。申請書の記載事例は、基準規則及び解釈に対して説明をしている部分を抜粋して記載しております。また、申請書の記載箇所に応じて色分けをしております。こちらで示している記載箇所は、原子力規制委員会のホームページで公開している申請書の様式での記載箇所を示しております。

緑色は「7.核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備」、オレンジ色は「8.核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備」、紫色が「9.核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」、水色が「11.閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」の(1)閉じ込めの機能に記載されている内容となります。

記載箇所の考え方については使用者で決めていただいても構いませんが、一例として、水色の箇所では、施設、設備全体の大まかな設計の方針、緑色、オレンジ色、紫色では、それぞれ使用施設、貯蔵施設、廃棄施設や、その設備に設置された設備の詳細の設計仕様を記載するなど、必要に応じて書き分けていただければと思います。

最後に右から2番目の枠になります。こちらの枠につきましては、原子力規制庁における審査の視点及び確認事項、留意事項などを基準規則及び解釈ごとに示してございます。

なお、申請書の記載事例、審査の視点等は、今回の事例では該当しないものについては記載しておりません。

それでは資料1-3-1に基づいて、閉じ込めの機能について何点か紹介させていただけれ

ばと思います。

3ページ目の事例1で示している使用施設につきましては、非密封のものを含む核燃料物質等を分析のために使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を設置しているというような事例になります。使用施設におきましては、核燃料物質を用いた分析等のため、ドラフトチャンバーなどの使用設備を設置してございます。貯蔵施設では核燃料物質を貯蔵しており、廃棄施設では放射性廃棄物を保管廃棄施設にて保管するという施設になってございます。

続きまして、事例の内容に移らせていただきます。

3ページの一のところに、解釈として要求事項がございますと。それに対する事例として一番右のところに、放射性物質を真空中に保持し、または機器自体をドラフトチャンバー等の内部に設置するであるとか、耐食性を担保するであるというような記載が申請書に記載されております。

審査の視点及び確認事項としましては、基本的には解釈で要求されている内容が記載されているかどうかというところを確認させていただいておりまして、留意事項といたしまして記載させていただいておりますけれども、核燃料物質との位置関係から最も近い閉じ込めの機能を担保する構造について説明をいただきたいということを記載させていただいております。

例えばでありますけれども、使用する場所、部屋や管理区域内の負圧維持だけではなくて、系統及び機器ごとの閉じ込めの機能があれば、それを説明してくださいということになります。

系統及び機器ごとの閉じ込め機能としましては、次のページにもちょっとわたるんですけども、取り扱う核燃料物質を含んだ試料自体が飛散するおそれのないもの、塊状の固体状の試料であるとか、そのほか容器に封入した試料の状態のまま分析するものであること、排気系に接続された気密構造の設備内で取り扱うようなものであること、閉じ込めの機能が維持されたフード、ドラフトチャンバーとも言いますけれども、セル等の内部で使用するものであることなどがございます。その他の閉じ込め機能としては、管理区域内を負圧維持するというのもございますと。

続きまして、4ページ目の三の要求事項としましては、放射性物質の逆流に関して要求事項がございますと。それで一番右の枠の事例を見ていただくと、排気を伴う機器は排気ダクトに接続するであるとか、モーターダンパーを備えるであるとかというような記載がございます。

こちらの留意事項といたしましては、拡散を防止する設計としては、事例で示したダンパー、気体状のものを逆流を防止するようなダンパーのほか、液体状の逆流を防止するような上流と下流の高低差を用いたようなものなどがございます。

続きまして5ページに移ります。5ページの一番上、五になります。

こちらは、フードに関する要求事項になります。

こちらに関する事例といたしましては、全てのドラフトチャンバーの開口部の風速は0.5m/sec以上に維持されるというような記載がございます。

今の事例に示しましたように、留意事項としては、維持する開口部の風速についても記載をお願いしますということになります。

その下の六、七につきましては、使用施設の内部の壁、床等の表面材であるとか構造に関する要求になってございます。

一番右枠の事例を御覧いただきますと、記載例としては床面等が塩ビシート張りであるとか、目地を溶接するであるとか、平滑性を保ち、くぼみ及び目地の隙間の少ない構造とするというような記載がございます。

留意事項といたしましては、使用施設の内部の壁、床以外に核燃料物質等によって汚染されるおそれがある部分、例えば気体状の核燃料物質を取り扱う部屋の天井等でありまして、そういうのがありましたら、その構造についても説明をいただくということになってございます。

続きまして、7ページの一番上、一になります。こちらからは貯蔵施設に関する閉じ込め機能の要求になります。一につきましては容器に関する要求になってございます。

一番右の事例を御確認いただきますと、気密性のガラス容器で貯蔵するというようなことが記載されてございます。

審査の視点でありますけれども、要求事項でいう容器の外における空気を汚染されるおそれのある核燃料物質というのは、例えば、気体状であるとか、粉末状のような飛散するおそれのあるようなものという認識をしていただければと思います。

留意事項としては、これらの核燃料物質を入れる容器の構造及び材料を記載し、容易に漏えいしないことの根拠を説明いただきたいということになってございます。

続きまして、同じページの二と三でございますけど、こちらも容器に関する要求ではございます。こちらの実例の事例を一番右に示しておりますけれども、種類及び個数であるとか、内容物の性状、構造及び材料であるとか、受皿、吸収材について、それぞれガラス

瓶であるとか、受皿、吸収材であればバットの上に置くであるとか、というような記載がされてございます。

留意事項といたしましては、構造及び材料の詳細であるとか、核燃料物質による汚染の広がりを防止するための器具の詳細について記載をいただきたいということになってございます。必要に応じて図面を添付いただいても構いませんということになってございます。

続きまして、8ページを御覧ください。8ページは廃棄施設の要求事項になります。

8ページの一番上、一のところ、フード及びセル等の拡がりを防止する装置は、排気設備に連結することという要求がございまして、実際の申請書の事例においても、ドラフトチャンバー及びグローブボックスは排気設備に連結するというような記載がされてございます。

審査の視点及び確認事項としても同様、審査基準と同様のことを念頭に置いております。

8ページの5以降につきましては、保管廃棄施設に関する閉じ込め機能でございまして、基本的に容器の話になってございまして、先ほど紹介いたしました貯蔵設備の要求と似たような感じでございますので、説明については省略させていただきます。

続きまして10ページに移らせていただきます。

10ページは事例2として、使用予定のない核燃料物質を貯蔵箱で貯蔵する場合、非該当施設の例を挙げてございます。

この貯蔵施設におきましては、使用予定のない密封された核燃料物質を貯蔵箱に入れて貯蔵するというような使用施設になっておりまして、使用施設と廃棄施設は設置しないというような使用施設になってございます。

10ページ目の2、一の審査の確認事項につきましては、先ほどの施設と同様な要求内容でございまして、実際の事例を御確認いただければと思います。

10ページ目の下から次のページにわたりますけれども、二に関する要求事項でございまして、放射性物質が漏えいした場合の措置について要求しているような事項がございまして。こちらについて実際の事例、一番右側を見ていただくと、核燃料物質は密封された密封線源であるというような記載があるところでございます。

次のページ、11ページに、その留意事項が記載しておりますけれども、密封線源であることなど放射性物質が漏えいするおそれがないという場合については、そのような説明を記載していただきたいということになってございます。

最後になりますけれども、12ページ以降になります。

12ページ以降については、貯蔵施設に関する閉じ込め機能として、12ページから15ページにかけて、容器に関する要求事項がございますけれども、こちらも事例1の施設同様に、それぞれの要求について、閉じ込め機能を記載していただければと思いますので、実際に参考される際は事例の方を御確認いただければと思います。

閉じ込め機能に関する説明は以上となります。

○本多主任安全審査官 続きまして、研究炉等審査部門の本多でございます。

続きまして資料1-3-2、第3条遮蔽に係る事例を御紹介したいと思います。

2ページに行ってください。

まず事例1でありますけれども、ここは先ほど紹介のあった閉じ込めの例と同じでございます。ちょっと確認のため、確認しますと、核燃料物質を使用、分析のために使用している施設でございます。使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をそれぞれ用意してございます。使用施設においてはドラフトチャンバー等の設備が設置されております。貯蔵施設ではガラス製の容器などに入れて、貯蔵室にて保管されると。廃棄施設においてはドラム缶に入れて保管廃棄施設にて保管するといった施設の例でございます。

続きまして解釈の欄、枠に行きますけれども、ここでは線量告示と呼ばれている法規がございますけれども、その中で、線量限度を満足するために、必要に応じて遮蔽等を設けなさいという要求事項がございますけれども、それに対して、右端の申請書の記載例でいきますと、下の方になりますけれども、使用のときは必要に応じて鉛容器で遮蔽します。そういったことになりますので、線量告示は規制値を超えないようになりますといった記載であるとか、次の3ページに行ってくださいと、今度は、管理区域や周辺監視区域の境界ではどうかといった場合には、やはり建物のコンクリートであるとか天井とか床で遮蔽されているため、線量告示の限度は下回っておりますということの記載がございまして、その次の、今度は貯蔵室においてはどうかと言いますと、周囲は、例えばマルcm以上のコンクリート、同じように天井や床によって遮蔽されているので、貯蔵時においても線量限度は下回ることができますと、こういった説明が書かれてございます。

それに対して、左隣の留意事項でございますけれども、3ページになりますけれども、線量告示に定める線量限度を満足していることを示す方法というのは、主に線量評価、遮蔽計算になります。

それともう1個、線量測定、放射線量の測定ということの二つが挙げられるかなと考えてございます。線量測定、線量評価のときには確立した方法、計算式であったりコードで

あたり、確立されたデータなどを用いて行っていただくこととさせていただきますけれども、一方で、この線量評価、または線量測定というのは、外部の専門業者も数々いらっしゃいます、その方たちに依頼するというのは差し支えないと考えてさせていただきます。

それと、線量評価、または線量測定の方法なんかは、添付書類の申請書の添付書類12-1、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書というものにおいて、比較的詳細に説明を求めているところとさせていただきます。

この説明書に書いていただくべき内容というのは、次の5ページから6ページにわたって、黄色いところで塗られているところとさせていただきますが、これが先ほど申し上げた説明書に書かれている事例ということで御紹介させていただいています。構成のみの抜粋とさせていただきますけれども、こういったことが説明書に書かれているということがあるかと思っております。

遮蔽の事例1につきましては以上になります。

次に遮蔽の事例2の7ページをお願いいたします。

事例2の例は、やはりここも閉じ込めの例と同じで、使用予定のない核燃料物質を貯蔵箱に入れて貯蔵室で保管していますといった事例になります。

解釈にありますところは、先ほどの線量告示と線量限度を満足するということは同じなんですけれども、ここでちょっと注意、留意事項として申し上げたいのは、留意事項の欄とさせていただきます、放射線を測定する場合は、線源と測定点の位置関係を十分に説明してくださいというふうに我々思っております。これは言葉でだけではなくて、平面図、建物とか、あるいは線源の位置が分かるように、図面を使って申請書の中で御説明いただきたいなど思っているところとさせていただきます。

それと、8ページに行ってくださいまして、やはり留意事項の欄とさせていただきますけれども、線量測定を行う場合は、校正された放射線測定器を用いるということが望ましいことかと思っております。

それと、ここでも当然、先ほど申し上げたとおり、外部の専門業者の方に委託するということは差し支えないと考えてさせていただきます。

それから、繰り返しですけれども、申請書の添付資料12-1も、やはりそこに説明書をつけていただいて、そこである程度詳細な説明を求めているわけですけれども、この説明書にどんなことを書くかというのは、右隣の黄色く塗られたところの参考資料1というところで、こういったことが、参考資料、説明書として添付いただいているところとさせていただきます。

ざいます。

資料1-3-2、遮蔽については以上になります。

続きまして、資料1-3-3、火災等による損傷の防止につきまして、御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

左から2番目の解釈の枠でございますけども、一におきまして、建物、居室というのは建築基準法などの関係法令で定める耐火構造や不燃性材料で造られたものであるということとを求めています。

それに対して申請書の記載例としましては、建物は主要構造部を建築基準法等の関係法令に定める耐火構造、あるいは防火区画などを設けることによって、火災の広がりを防止するということが書かれてございます。

確認事項といたしましては、裏返しになってしまいますけど、建築基準法に基づいた耐火構造で造られた建物であると、こういったところが確認事項になってございます。

それから、解釈の二番目のところでございますけれども、核燃料物質を取り扱うセル等の機器は、可能な限り不燃性材料か難燃性材料を用いたものであるということとでございますけれども、これに対して申請書の記載事例といたしましては、核燃料物質等を取り扱う機器は、核燃料物質等が金属製の筒、又はカバーで覆われており、不燃性の材料が使用されていますと。また機器はドラフトチャンバー内の中で使用するもので、当該のドラフトチャンバーの内面は不燃性のステンレスで覆われているということがございます。

留意事項といたしましては、不燃性や難燃性であることが判断できるような材料の記載をお願いしたいと考えております。ただ、こういった材料となると、場合によっては商品名になってしまうということもありますので、申請書においては商品名の記載を避けていただいて、不燃性の金属とか、難燃性の樹脂といった記載を検討していただきたいと考えてございます。

3ページをお願いいたします。

三におきましては水素ガス等を使用する場合は、ガスによつての火災であるとか爆発とか、そういった発生を防止するということの対策を求めているところでございます。

右端の申請書の記載例で言いますと、水素ガス及び可燃性ガスを使用する実験室には、ガス漏れ検知器を設置しますということが書かれてございます。

それで、留意事項といたしましては、そういったガス漏れ検知器を設置するほか、爆発に至るまでの濃度にならないような制限をするといったことも対策として挙げられてござ

いますし、あと加熱機能を持つ機器に対しましては、加熱があまりにも大きくなりないうに、過加熱を防止するような措置が設けられた設備であるといったことが説明されれば、よろしいかと思えます。

続きまして、五、核燃料物質の貯蔵施設につきましては、①として、貯蔵箱や容器は耐火性の構造であると。貯蔵室を設置する場合には主要構造部は耐火構造、それと開口部は原則として防火戸を設けることというような要求がございます。

これに対しては、貯蔵室においては主要構造部などは耐火構造としておりますと。また特定防火ドア戸を設けていますといったような記載例がございます、ここの場所における留意事項といたしましては、貯蔵箱、貯蔵容器の耐火性を示す材料の記載は、先ほど申し上げた商品名にならないような形での記載をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、六になります。放射性廃棄物を保管廃棄する場合にも耐火性の容器に入れることということを要求されてございます。これに対しては右端においては、保管廃棄するための容器は耐火性を有する鋼製のドラム缶を使いますということを申請書で書かれてございます。

留意事項といたしまして、やはり保管廃棄するための容器については材料の記載の仕方については商品名にならないような工夫をお願いしたいと思っております。

それから、次、4ページに進んでいただきまして、留意事項のところ、今日のこの配信を視聴されている方々の多くは、ここに書かれている使用前検査対象施設というのはお持ちでない方々だと思うんですけども、消火設備、火災感知器等設置しておれば、消防法に基づく場合は、その旨を記載していただきたいと考えてございます。

以上が、事例1の例でございまして、続きまして5ページに進んでいただいて、事例2でございます。ここはやはり閉じ込めと同じように、使用予定のない核燃料物質を貯蔵している施設の事例になります。

これまで申し上げてきたとおり、事例1で紹介したところと、ほぼ一緒でございますので、ここはちょっと省略させていただきたいと思っております。

以上、事例集、三つの事例につきまして御紹介いたしました。

以上でございます。

○立元管理官補佐 最初に説明した矢野からありましたとおり、本事例集は申請書を作成する上で参考にしてくださいと、同じような申請書での記載を求めているものではありません。それぞれ使用者が持つ核燃料物質の種類や量に応じて、今回示しました規則、解釈、

また審査の視点及び確認事項を踏まえまして、申請書で設計方針を定めていただければと思います。

今回紹介した事例集につきましては、原子力規制庁のホームページ、掲載場所としては申請書の様式や注釈が掲載されている核燃料物質使用許可申請等の手続についてのページで掲載させていただきます。

事例集につきましては、事例の拡充や見直し作業を進めていきたいと思っておりますので、引き続き御意見等あればお願いいたします。

以上で議題1を終了します。

次の議題は、原子力規制検査の主な気付き事項と是正措置についてです。

安全上の情報提供として、これまでに核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の運用等の説明会において、令和2年度より実施している非該当使用者等に対する同検査の気付き事項について、共有を行っているものの更新情報になります。

それでは、担当より、資料2の説明をお願いします。

○細野企画調査官 核燃料施設等監視部門の細野でございます。

ただいま立元から御案内させていただいたとおり、令和2年度より、私ども核燃料施設等監視部門で、原子力規制検査に係る気付き事項について、共有を行っているところでございます。

今回も改めて、令和5年8月から令和6年1月までに、検査官が現場で発見した主な気付き事項とそれに対する是正措置について御紹介させていただきたいと。その上で、気付き事項の事例は他山の石として、反映していただきたいという趣旨で御説明させていただきます。

資料1ページでございますが、まず2ポツで主な気付き事項等と是正措置等ということで、別紙1参照ということでございます。別紙1を御覧いただくと、これまでの気付き事項がずらずらと記載してございまして、2ページ、戻ってもらっていいですか。A4横ですね。はい、それです。

主な気付き事項というものは、やはり核燃料物質の使用に関する記録の不備といった、関係法令、規則等の基本的な要求事項を満足することに失敗している事例ということで、パフォーマンス劣化と申します。分かりやすく言うと、原子力安全に関する組織上の劣化はあるという判断でございます。それはあるものの、令和3年12月20日の私どもの説明会

で説明させていただいた事故トラブル事例以外は、原子力安全を維持することに影響を与えてはいないと評価する軽微な事例でございます。

非該当事業者、非該当使用者等におかれましては、これから御案内する別紙1を参照にしつつ、これからも原子力規制検査に対する御理解、御協力をぜひお願いしたいというふうに考えてございます。私どもも、その上で実効的な原子力規制検査を行ってまいりたいというふうに思っております。

別紙1の内容でございます。まず主な確認項目、主な確認対象、主な気付き事項、是正措置等という感じでまとめてございます。

まず品質管理に関する事項といたしまして、主な気付き事項でございますが、まず品質管理に係る計画や実施が行われていないと。例えば、廃棄物、ドラム缶の外面に錆があって、それが全く補修されていなかったというケースがございました。これにつきましては、やはり非該当使用者に対しても、品質管理に対する要求は薄くですが、かかってございますので、錆等をどうするのかということについて、しっかりと計画を組んで、是正措置を講じていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、b項でございますが、管理区域内への立入制限等ということで、これもよく見受けられる事例でございますが、管理区域への出入管理を実施していないと。あるいは管理区域境界の柵等の区画物、標識、注意事項を掲示の不備がある。周辺監視区域境界の柵、標識が不備である。管理区域、周辺監視区域の設定が不適切であるというものがございます。

こちらにつきましては、まず出入管理を実施していないというものについては、もう出入管理をしっかりやっていただくと、これは重要なことでございます。これぜひよろしくお願いしたいと思います。

柵等の設置につきましては、やはり柵等、標識、注意事項、これはぜひ掲示をして、整備をしていただきたいというふうに思います。

管理区域、周辺監視区域の設定が不適切であるというものにつきましては、やはり使用変更許可申請をまずしっかりしていただくということ。せめて応急措置として、管理区域等の設定を適正化していただくと。臨時の柵等で囲っていただくとか、そういったことはしていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして線量等に関する措置でございますが、これもよく見受けられる事例でございます。RI法と原子炉等規制法の放射線業務従事者の個人線量が識別されていないと。要は

どちらで被ばくしたのか分からないというような状況の記録保存となっているケースもございますので、こちらにつきましては是正措置として、原子炉等規制法の放射線業務従事者の個人線量の識別管理をしっかりと行っていただきたいというふうに考えてございます。

d項でございます。放射性物質による汚染の状況等の測定といたしまして、まず管理区域における線量当量率の測定を最も適した場所で測定していないということ。あと二つ目といたしましては、定点サーベイポイントが明示されていないということ。

これにつきましては、まず1番目につきましては、測定に最も適した場所で測定できるような措置を講じていただきたいと。あとは定点のサーベイポイントも明示できるようにしていただきたいということでございます。

続きまして、使用施設等の施設管理でございます。これ施設管理方針、同目標の未設定及び同実施計画が未策定であるということ。あとは施設管理が適切に実施されていないと。例えば長期間にわたり未点検の廃棄物ドラム缶があつたりしてございます。

そういったものについては、まず同方針、同目標を、これは私どもの検査ガイド、非該当施設に対する検査ガイドに事例が載っていますので、それを御覧いただきながら、まず策定をしていただきたいということ。あとは施設管理を、例えば未点検の廃棄物ドラム缶が長期にわたり存在しないというような状態にしていただくこと。これは非常に大事なことでございますので、漏れてからでは大変なことになってしまいますので、漏れないようにまずしっかりと管理を適切にしていきたいということでございます。

f項でございます。核燃料物質の使用ということで、使用上の注意事項が未掲示であるということがございますので、これは注意事項をぜひ掲示をして、現場で見れるようにしていただきたいということでございます。

次のページに行ってくださいまして、その他保安のために必要な事項ということで、よくこれも見受けられることでございます。核燃料物質使用許可申請書等との整合性ということで、要は許可と合っていないというのが現場でよく見受けられます。

これにつきましては核燃料物質の貯蔵庫にRI物質を保管していたり、あるいは可燃物に対する防火対策が行われていないというようなものが見受けられてございます。RIはRI用保管庫に保管をしていただきたい。区分をせめて付けていただきたいということ。あとは防火対策についてもしっかりと、火災が起きてからでは遅いのでございますので、防火シートでしっかりと囲うとか、そういった措置を講じていただきたいというふうに思っております。

b項でございますが、核燃料物質の使用に関する記録の管理状況ということで、各種記録のうち作成、保管されていないものがあると。あとは廃棄物管理状況報告書に核原料物質が含まれているものがあるということで、これはまず作成、保存はしっかりとしていきたいということ。あとは今年度分の同報告では、核燃料物質のみ報告だったんですけども、核燃料物質、核原料物質、違うものでございますので、それはしっかりと分けた上で、報告を私どもにいただきたいというふうに考えてございます。

2. 核原料の使用者でございますが、これにつきましてはa項、線量等に関する措置といたしまして、管理区域における線量当量率の測定を最も適した場所で測定していないということでございます。

これにつきましては、同測定を最も適した場所で実施していただくということ。あとは保安のために必要な事項といたしまして、a項、核原料物質使用届等との整合ということで、やはり同じ保管廃棄施設にある核原料廃棄物と核燃料廃棄物が明確に区別されていない。これは区別を明確に実施していただきたいと。検査の現場で見受けられてございます。

b項です。核原料物質使用に関する記録の管理状況ということで、放射性廃棄物ドラム缶の在庫記録で、核燃料物質と核原料物質が区別されていない。これにつきましても、区別をしっかりとしていきたいと。これが検査で見受けられている事項でございます。

以上でございます。

○立元管理官補佐 本日予定していた議題は以上となります。

原子力規制庁側から追加、補足などありますでしょうか。

今後も、定期的に情報提供や意見交換の場を設けさせていただきたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、意見交換会を終了します。